

官報 号外 平成十五年六月十日

○第一百五十六回 衆議院会議録 第三十九号

平成十五年六月十日(火曜日)

平成十五年六月十日 午後一時二分開議
議事日程 第二十八号

平成十五年六月十日 午後一時二分開議
議事日程 第二十八号

第一種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三独立行政法人日本学生支援機構法案(内閣提出、参議院送付)

第四独立行政法人海洋研究開発機構法案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三独立行政法人日本学生支援機構法案(内閣提出、参議院送付)

日程第四独立行政法人海洋研究開発機構法案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

本案は、去る四月二十三日参議院から送付され、六月三日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、翌四日鶴井農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、去る五日に質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

ついて、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の的確で円滑な実施を確保するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、主務大臣は、生物多様性影響を防止するための施策に関する事項等を定めた基本的事項を公表するものとする、

第二に、環境中への拡散を防止しないで遺伝子組換え生物等の使用等をしようとする者は、事前に、生物多様性影響を評価した上で、使用規程を提出して主務大臣の承認を受けなければならぬものとする、

第三に、施設内で遺伝子組換え生物等を使用する者は、遺伝子組換え生物等が環境中に拡散することを防止するために主務大臣が定めた措置をとらなければならないものとするとともに、その措置が定められていない場合には、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとらなければならないものとする

等であります。

本案は、参議院先議に係るものであります。委員会においては、去る五月三十日鈴木環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、六月三日参考人から意見を聴取し、六日質疑を終了したところ、日本共産党から修正案が提出されました。次いで、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決まりました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申しあげます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君） 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 独立行政法人日本学生支援機構法
案（内閣提出、参議院送付）

日程第四 独立行政法人海洋研究開発機構法
案（内閣提出、参議院送付）

○議長（綿貫民輔君） 日程第三、独立行政法人日本学生支援機構法案、日程第四、独立行政法人海洋研究開発機構法案、右両案を一括して議題いたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長古屋圭司君。

独立行政法人日本学生支援機構法案及び同報告書

独立行政法人海洋研究開発機構法案及び同報告書

○議長（綿貫民輔君） 両案を一括して採決いたします。

○議長（綿貫民輔君） 両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君） 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

〔古屋圭司君登壇〕

○古屋圭司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

午後一時九分散会

出席国務大臣

文部科学大臣 遠山 敦子君
農林水産大臣 亀井 善之君
環境大臣 鈴木 俊一君

領した。

土地基本法第十条第一項の規定に基づく平成十四年度土地の動向に関する年次報告

土地区画整理事業等の一部を統合して独立行政法人を設立するものであります。

次に、独立行政法人海洋研究開発機構法案は、海洋科学技術センターと東京大学海洋研究所の組織の一部を統合して独立行政法人を設立するものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、五月二十七日本委員会に付託され、同月三十日から質疑に入り、去る六月八日質疑を終局し、討論の後、採決の結果、両案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案にそれぞれ附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長の報告
(法律公布奏上及び通知)
一、去る五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
特定都市河川浸水被害対策法
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律

(通知書受領)
一、去る六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

一、去る六日、文部科学委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

俊彦君から、次の報告書を受領した。

年度科学技术の振興に関する年次報告書

一、去る六日、内閣を經由して日本銀行総裁福井俊彦君から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

一、去る六日、文部科学委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)
農林水産委員

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)
農林水産委員

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)
農林水産委員

一、去る六日、内閣から、議員鈴木宗男君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

一、去る六日、内閣から、議員鈴木宗男君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

(報告書及び文書受領)
一、去る六日、内閣から次の報告書及び文書を受

相沢 英之君 岩屋 毅君
北村 誠吾君 谷本 龍哉君
吉田 公一君 鈴木 康友君
岩屋 毅君 相沢 英之君
谷本 龍哉君 北村 誠吾君
鈴木 康友君 吉田 公一君

官報(号外)

		議院運営委員	
		辞任	補欠
	江田 康幸君	丸谷 佳織君	丸谷 佳織君
	丸谷 佳織君	江田 康幸君	江田 康幸君
一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		内閣委員	
		辞任	補欠
	金子 恭之君	松島みどり君	松島みどり君
	龜井 久興君	浅野 勝人君	浅野 勝人君
	横路 孝弘君	西 博義君	西 博義君
	太田 昭宏君	瀬古由起子君	近藤 優子君
	吉井 英勝君	山谷えり子君	小渕 基彦君
江崎洋一郎君		法務委員	
	松島みどり君	齋藤 淳君	齋藤 淳君
	浅野 勝人君	西 博義君	西 博義君
	江崎洋一郎君	山谷えり子君	山谷えり子君
	齋藤 淳君	太田 昭宏君	太田 昭宏君
	西 博義君	横路 孝弘君	金子 恭之君
	山谷えり子君	江崎洋一郎君	山谷えり子君
左藤 章君		辞任	
	吉川 貴盛君	金子 恭之君	金子 恭之君
	日野 市朗君	太田 昭宏君	太田 昭宏君
	不破 哲三君	横路 孝弘君	横路 孝弘君
	津川 祥吾君	江崎洋一郎君	江崎洋一郎君
	上川 陽子君	上川 陽子君	上川 陽子君
	渡辺 博道君	渡辺 博道君	渡辺 博道君
	今野 東君	今野 東君	今野 東君
	中林よし子君	中林よし子君	中林よし子君
財務金融委員		補欠	
	小泉 龍司君	松島みどり君	松島みどり君
小泉 龍司君		辞任	
	丸谷 佳織君	丸谷 佳織君	丸谷 佳織君
江田 康幸君		文部科学委員	
	丸谷 佳織君	永田 寿康君	増原 岩倉
	岩倉 増原	福井 照君	竹本 增原
	竹本 增原	松島みどり君	小泉 龍司君
	小泉 龍司君	永田 寿康君	永田 寿康君
竹本 增原		経済産業委員	
	大島 敦君	大島 敦君	大島 敦君
	大島 敦君	福井 照君	福井 照君
	福井 照君	岩倉 増原	岩倉 増原
竹本 增原		文部科学委員会付託	
	竹本 增原	山口 富男君	山口 富男君
	山口 富男君	荒巻 隆三君	大森 猛君
	大森 猛君	原田 義昭君	渡辺 具能君
	原田 義昭君	奥谷 通君	山口 富男君
一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。		著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第118号)(参議院送付)	
二、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は次		文部科学委員会付託	
のとおりである。		(議案付託)	
一、去る六日、参議院から受領した内閣提出案は		一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	
次のとおりである。		著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第118号)(参議院送付)	
公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案		一、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	
厚生労働委員		地方独立行政法人法案	
	渡辺 奥谷	井上 喜一君	山口 富男君
	渡辺 奥谷	山谷えり子君	山口 富男君
	渡辺 奥谷	（議案受領）	山口 富男君
一、去る六日、参議院から受領した内閣提出案は		二、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は	
次のとおりである。		のとおりである。	
公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案		一、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	
一、去る六日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。		二、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者		三、去る五日、参議院に通知した旨	
特定都市河川浸水被害対策法案		四、去る五日、参議院に通知した旨	
一、去る五日、参議院送付の次の内閣提出案を可		五、去る五日、参議院に通知した旨	
決した旨参議院に通知した。		六、去る五日、参議院に通知した旨	

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

安全保険会議設置法の一部を改正する法律案

(第百五十四回国会内閣提出、本院継続審査)

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出、本院継続審査)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新型肺炎(SARS)発生に伴う対策に関する質問主意書(中川智子君提出)

国等購入の書籍・雑誌等の謝礼を受け取る国家公務員等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

金融機関等に投入された公的資金の損失額等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

公用車をハイヤーに、警備を民間ガードマンに切り替えることによるコスト削減効果に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次

のとおりである。

国の施設に入るテナントの選定及び適正使用料等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

(答弁書受領)

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員川田悦子君提出不当労働行為に対する質問に対する答弁書

平成十五年四月十五日提出

質問 第五五号

医薬品の副作用に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

医薬品の副作用に関する質問主意書

平成二年三月度に政府に報告された医薬品の副作用と死亡とにどれだけの因果関係がある場合、この表現を使えるとお考えか。

二、この副作用情報のうち、政府が確かに副作用であると認定したケースは何件あるか。

一、副作用の定義をお示し願いたい。

二、この副作用情報のうち、政府が確かに副作用

十 日本では医薬品の副作用で死亡する方は年間、何人ぐらいおられるとお考えか。

十一 副作用情報の内容認定や収集率向上等で新たな対策を検討されればお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五六第五五号

平成十五年六月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

三、この副作用情報のうち、患者が死亡した事例は全体で何件あるか。主なケース五〇例を症例も含めてお示し願いたい。

四、この副作用情報のうち、症例を公表しているものは何件か。公表対象はどのような条件で決めるのか。

五、この副作用情報のうち、患者が死亡した件数

一について

一般に、医薬品の副作用とは、疾病の治療等のために用いられる医薬品の使用により人に現する有害で意図しない反応をいうものと承知している。

症例公表がなされないものはその理由をお示し願いたい。

六、報告すべき副作用情報でありながら、報告されないことによって行政処分を受けたケース(医薬品のみ)に関して、過去〇〇年間、年ごとの件数と内容をお示し願いたい。

七、報告すべき副作用情報でありますから、報告されないことによって行政処分を受けたケース(医薬品のみ)について(お願い)(平成九年五月十五日付け薬発第六百三十三号厚生省薬務局長通知)に基づき、医療機関又は薬局から厚生労働省に対してなされる、医薬品の使用の結果見られた副作用又は感染症の報告(以下「副作用等報告」という。)のうち、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十日までの期間に報告された二万六千五百七十五症例の報告のことと推察されるが、医療機関又は薬局から厚生労働省に対してなされた報告のうち三十症例は医薬品以外に関するものであるため、同期間における医薬品に関する副作用等報告(以下「平成十三年度副作用等報告」という。)は、二万六千五百四十五症例である。

二について

副作用等報告は、製造業者等又は医療機関若しくは薬局が、広く医薬品の副作用によるものと疑われる疾病等を知ったときは、厚生労働省に報告するよう求めているものであり、副作用等報告があった各症例等について、副作用によるものであるか否かの認定は行っていない。

三について

平成十三年度副作用等報告のうち、医薬品の

衆議院議員長妻昭君提出医薬品の副作用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出医薬品の副作用に関する質問に対する答弁書

五、この副作用情報のうち、患者が死亡した件数全体で、症例公表がなされたものと、なされていないものの件数をそれぞれお示し願いたい。

副作用によるものと疑われる疾病等又は医薬品の使用によるものと疑われる感染症の発生との因果関係の有無を問わず、患者が死亡したと報告を受けた症例(以下「死亡症例」という。)は、千九百三十三症例である(ただし、同一の症例が複数の者から報告されること等があり得る)。死亡症例のうち、報告時期が早い順に五十症例の報告内容を示せば、別表のとおりである。

四及び五について

副作用等報告については、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が管理を行っている「医薬品情報提供システム」において公表している。「医薬品情報提供システム」は、医師、歯科医師及び薬剤師を対象に、医療用医薬品の安全な使用に役立てる目的として、医療用医薬品の副作用が疑われる症例報告に関する情報等を広く提供するものとして平成十一年四月二十八日から開始された事業であり、医療用医薬品の使用によるものと疑われる感染症に係る症例及び一般用医薬品に係る症例は、その対象となっていない。

平成十三年度副作用等報告について

症例千九百二十六症例を含む二万六千百八十八症例を公表している。死亡症例のうち七症例については、医療用医薬品の使用によるものと疑われる感染症に係る症例及び一般用医薬品に係る症例であるため、公表していない。

なお、「医薬品情報提供システム」における公表に当たっては、副作用が疑われるとして報告された症例のうち、いまだ十分な情報がなく、当該副作用が医薬品の添付文書又は容器若しくは被包の使用上の注意に記載されるに至ってい

ないため、同様の症例の収集を必要とするものについては、その症例に関する性別、年齢、原疾患、被疑薬、副作用、転帰等の情報を公表し、使用上の注意から予測できる副作用に係るものについては、使用上の注意の改訂の際参考とした症例の経過が分かる情報等を公表することとしている。

六について

薬事法第七十七条の四の一の規定に基づき製造業者等に厚生労働大臣への報告が義務付けられている症例について、製造業者等が厚生労働大臣に報告しないものを把握することは困難であるため、お尋ねのような情報がどの程度あるかは不明である。

七について

平成五年度から平成十四年度までの十年間ににおいて、医薬品の製造業者等が定められた期間内に副作用等報告を行わなかったことを理由とする行政処分は、行っていない。

なお、副作用等報告に関するものではないが、平成十二年度に、体外診断用医薬品についての外国における措置の実施に関する報告の遅延があった製薬企業一社に対し、行政処分を行っている。これは、当該製薬企業に対して、過去に同様の報告の遅延に対して行政指導を行ったにもかかわらず、違反行為が繰り返されため、十日間の業務停止処分を行ったものである。

八について

薬事法に違反した製造業者等に対しては、薬事法第七十五条第一項の規定に基づく業務停止等の行政処分又は行政指導を行うこととしている。具体的には、故意又は重過失によるもののか

否か、健康被害が発生し、又は発生するおそれがあるか否か、繰り返し行われたものであるか否か等の違反行為の態様を勘案した上で、行政としての対応を決定しているところであり、平成五年度から平成十四年度までの十年間においては、こうした判断基準に照らし、定められた期間内に医薬品の副作用等報告を行わなかつたことを理由として行政処分が必要と判断される事例はなかつたものと考えている。

九について

副作用等報告において、患者が死亡した症例は、「医薬品の副作用によるものと疑われる死亡」として報告されるものであり、「医薬品の副作用で死亡した」として報告されるものではない。なお、「医薬品の副作用によるものと疑われる死亡」に当たるかどうかについては、当該症例にかかわった医師等の医薬関係者及びそれを知った製造業者等が、その医学、薬学等に関する専門的知識に基づき、患者の年齢、性別、原疾患、合併症、既往歴、経過等を総合的に評価した結果、医薬品の副作用との因果関係が否定できないと判断したものと承知している。

十について

医薬品の副作用で死亡する患者数については、把握していない。なお、平成十三年度副作用等報告のうち、「医薬品の副作用によるものと疑われる死亡」として報告されている症例の数は、千二百三十九症例である(ただし、同一の症例が複数の者から報告されること等がある)。

十一について

従来から、製造業者等による情報収集、厚生労働大臣への報告等を通じて、医薬品に係る副作用及び感染症に関する情報収集を行うとともに、これに基づき対策の検討を行い、医薬品の適正な使用の確保のために必要な措置が講じられよう努めてきたところである。また、平成十三年十月から、新医薬品の販売開始後の六ヶ月間は、製造業者等が医療機関に対して確實な情報提供、注意喚起等を行い、当該新医薬品の適正使用を促すとともに、重篤な副作用又は感染症が発生した場合には、その情報を迅速に収集し、必要な安全対策を実施し、副作用等の被害を最小限にすることを主な目的とする市販直後調査が義務付けられたところである。

さらに、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)により、市販後安全対策の一層の充実を図るため、平成十五年七月三十日からは、医師等の医薬関係者等に対して、医薬品に係る副作用及び感染症に関する情報収集の強化が図られることとなっている。また、平成十六年四月に設立を予定している独立行政法人医薬品医療機器総合機構においても、医薬品の安全性に関する情報収集及び市販後の副作用等に関する情報の科学的かつ客観的な評価を行うこととしており、医薬品の安全性に関する情報収集体制の拡充強化が図られる予定である。

今後とも、これらの施策を通じて、医薬品の副作用等に対して適切な安全対策を講ずるよう努めてまいりたい。

別表

年齢		性別		原疾患		症状		被疑薬							
五十歳代	男	女	女	再生不良性貧血		高血糖、結核性髄膜炎、発熱、敗血症		抗ヒト胸腺細胞ウマ免疫グロブリン		六十歳代	男	腎移植後の急性拒絶反応	発熱、肺炎、髄膜炎、敗血症	ムロモナブーCD3	
四十歳代	男	女	女	急性気管支炎、脾腎性出血性心疾患	胃潰瘍、鉄欠乏性貧血、硬化	薬剤アナフィラキシー・ショック	ライエル症候群	セフトタジジム、含糖酸化鉄、ファモチジン、ブドウ糖、ヒト血清アルブミン		七十歳代	男	脳梗塞後遺症による視床痛	二次性白血病	カルバマゼピン、塩酸バカンピシン、プラノプロフェン	
三十歳代	男	女	男	卵巣癌	膿炎、尿膜管遺残	M R S A 腸炎	急性脳症	ジクロフェナクナトリウム		六十歳代	男	熱発	肺梗塞の疑い	ブルフルファン	スルバクタムナトリウム・セフオペラゾンナトリウム
五十歳代	三十歳代	三十歳未満	七十歳代	不明	死亡、黄疸		二次性白血病	パクリタキセル、カルボプラチニ		三十歳代	男	直腸癌（再発）	好中球減少、白血球減少、死亡	テイコプラニン	フルオロフラシル、レボホリナート
三十歳代	カリニ肺炎			低蛋白血症、出血性腸炎、血尿	好中球減少、白血球減少、死亡	カリシウム	ドセタキセル水和物	カルボプラチニ		五十歳代	カリウム血症	カリシウム	カルボプラチニ	スルファメトキサゾール・トリメト	

七十歳代	男	八十歳代	男	五十歳代	男	六十歳代	女	七十歳代	男	五十歳代	男	六十歳代	男	
カリニ肺炎疑い		前立腺癌		間質性肺炎		高カリウム血症		敗血症性ショック		悪心、嘔吐、腹部膨満感、食欲不振、低蛋白血症、骨髄抑制、上部消化管出血、出血性腸炎、血尿		ビカルタミド、酢酸リュープロレリン	スルファメトキサゾール・トリメトブリム	
非ホジキンリンパ腫	慢性胃炎の急性増悪期	不明	食道癌	中枢性塩喪失症候群	乳癌、転移性肺癌	脳膜炎、胃胸腔瘻	D I C、白血球減少	脳膜炎、胃胸腔瘻	塩酸アドロゾール水和物	レボホリナートカルシウム、フルオロウラシル	塩化カリウム、塩化ナトリウム	塩酸マプロチリン、塩酸チアブリド、プロチゾラム	ペクリタキセル、カルボプラチニ	
六十歳代	六十歳代	七十歳代	六十歳代	八十歳代	六十歳代	五十歳代	四十歳代	三十歳代	二十歳代	二十歳代	二十歳代	二十歳代	二十歳代	
ジゴキシン中毒、貧血、腎機能低下	肝機能不全	腹膜炎、腸閉塞	H 喀血、G O T 上昇、A L P 上昇、B U N 上昇、L D	意識障害、低体温、腎不全増悪	不穏	癌性腹膜炎	不穏	不穏	不穏	不穏	不穏	不穏	不穏	不穏
スルファメトキサゾール・トリメトブリム、メトトレキサート、イソニシアジド、プロポフオール、ジゴキシン	ラフチジン	レボウラシル	レボホリナートカルシウム、フルオロウラシル	ペクリタキセル、カルボプラチニ	塩酸マプロチリン、塩酸チアブリド、プロチゾラム	塩化カリウム、塩化ナトリウム	塩酸アドロゾール水和物	塩酸マプロチリン、塩酸チアブリド、プロチゾラム	レボホリナートカルシウム、フルオロウラシル	ビカルタミド、酢酸リュープロレリン	スルファメトキサゾール・トリメトブリム	カリニ肺炎疑い	前立腺癌	

八十歳代	六十歳代	五十歳代	六十歳代	八十歳代	六十歳代	五十歳代	六十歳代	八十歳代
女	男	男	男	女	女	男	女	女
不明	高脂血症、血尿	下咽頭腫瘍	川崎病	慢性C型肝炎、肝細胞癌の疑い	皮質性ミオクローヌス、多系統萎縮症	呼吸不全	血小板減少、腎不全	水疱性類天疱瘡
不明	多臓器不全	多臓器不全、白血球減少、汎血球減少、肺炎、播種性血管内凝固症	薬剤性肝炎（劇症型）	アナフィラキシー・ショック	アスピリン、乾燥スルホ化ヒト免疫グロブリン	イオペミドール	カポジ肉腫	プレドニゾロン
劇症肝炎	リン酸オセルタミビル、アトルバスタチンカルシウム水和物、セフポドキシムプロキセチル、ロキソプロフェンナトリウム	ドセタキセル水和物、シスプラチ	八 メキタジン、エチゾラム、シサブリド、クエン酸モサブリド、酸化マグネシウム	グリボース	イオメプロール、グリクラジド、ボ	ピラセタム	イオメプロール、グリクラジド、ボ	イオメプロール、グリクラジド、ボ

八十歳代		六十歳代		六十歳代		七十歳代		六十歳代		七十歳代	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
陳旧性脳梗塞											
下痢、汎血球減少、播種性血管内凝固		症候群、敗血症、多臓器不全									
乳癌											
白血病、血小板減少増悪		びまん性肺胞出血、白血球減少、好中球減少、血小板減少		肺線維症の悪化		血便、貧血		塩酸ピラルビシン、シクロホスファミド、硫酸ビンクリスチン、ブレドニゾロン		ドセタキセル水和物	
肺癌		非ホジキンリンパ腫、肺癌		肺癌		肺高血圧発作		アレンドロン酸ナトリウム水和物、ミコナゾール、メロペネム三水和物		ドセタキセル水和物	
インフルエンザ		不明		劇症肝炎		塩酸アマンタジン		レボフロキサシン		テガフル・ウラシル、マイトマイシンC	
急性上気道炎											
セザリー症候群											
大腸癌（術後）											
骨髓異形成症候群											
間質性肺炎											
血栓性血小板減少性紫斑病											
硫酸ビンクリスチン											
テガフル・ウラシル、マイトマイシンC											

五十歳代	七十歳代	五十歳代	六十歳代	三十歳代	三十歳代	六十歳代	三十歳代	六十歳代	五十歳代
男	男	女	女	男	女	女	男	女	男
不明	抑うつ状態	ウイルス性感染症	痛風	C型慢性肝炎	第三脳室腫瘍、閉塞性水頭症	子宮頸癌	アルコール依存症、肺癌（放射線治療後）	てんかん（複雑部分発作及び二次性全般化強直間代発作）	原因不明の突然死
間質性肺炎	死亡	急性壊死性脳症	薬疹（播種状紅斑・丘疹型）、肝機能障害、腎機能障害	くも膜下出血	発熱、皮疹、リンパ節腫脹、下痢	白血球減少、好中球パーセント上昇、GOT上昇、LDH上昇、血清K上昇、血清C-I低下	ネダプラチン、塩酸イリノテカンドラゼパム、フルニトラゼパム、クエン酸タンドスピロン、ガンマ-オリザノール、ゾピクロン、六君子湯、アロプリノール、ベンズプロマロン	クロバザム	クアゼパム、フルニトラゼパム、クエン酸タンドスピロン、ガンマ-オリザノール、ゾピクロン、六君子湯、アロプリノール、ベンズプロマロン
黄蓮解毒湯	塩酸ミルナシプラン、スルピリド、塩酸トラゾドン	メフェナム酸	ニトレンジピン、アロプリノール、プラバスタチンナトリウム	L-1-1)	インターフェロンアルファ（BAL	フェニトインナトリウム、フェニトイン	エダブランチ、塩酸イリノテカンドラゼパム、フルニトラゼパム、クエン酸タンドスピロン、ガンマ-オリザノール、ゾピクロン、六君子湯、アロプリノール、ベンズプロマロン	クロバザム	クアゼパム、フルニトラゼパム、クエン酸タンドスピロン、ガンマ-オリザノール、ゾピクロン、六君子湯、アロプリノール、ベンズプロマロン

平成十五年五月二十八日提出
質問 第八六号

不当労働行為に対する労働委員会の救済命令不履行の違法性に関する質問主意書

提出者 川田 悅子

不当労働行為に対する労働委員会の救済命令不履行の違法性に関する質問主意書

一 先に提出した「不当労働行為に対する労働委員会の救済命令不履行の違法性に関する質問主意書」(衆質一五五第一六号)の第一項に対し、

同答弁書は、「地方労働委員会の救済命令については、その交付の日から効力を生ずることとされるとともに、「救済命令を命ぜられた使用者は、その確定に至る前においてもその命令を履行しなければならない行政上の義務を負うこととなる」としている。

だとすれば、救済命令を命ぜられた使用者の命令不履行は行政上の義務違反として違法だということにならざるを得ないと考えるが、かかる命令不履行が違法か否か、端的にお答えいただきたい。

二 また、同質問主意書第一項の救済命令不履行に関する質問に対しても、「不当労働行為審査制度を所管する厚生労働省は、同(労働組合)法第七条に規定する個別の不当労働行為事件について、使用者に対し、行政指導する立場はない。」と答弁している。

たしかに、厚生労働省は労働組合法第七条に規定する個別の不当労働行為事件について行政指導する立場はない。しかし、同法第二十七条第四項に規定された有効な行政処分に対する

違反行為、すなわち労働委員会命令不履行という行政上の義務違反の是正指導は所管官庁の権限内にある。

だとすれば、かかる行政上の義務違反行為を放置するのは所管官庁として不適切であり、義務違反行為が是正されるよう指導すべきではないか、政府の見解を問う。

放置するのは所管官庁として不適切であり、義務違反行為が是正されるよう指導すべきではないか、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一五六第八六号

平成十五年六月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 緋貫 民輔殿

衆議院議員川田悦子君提出不当労働行為に対する労働委員会の救済命令不履行の違法性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員川田悦子君提出不当労働行為に対する労働委員会の救済命令不履行の違法性に関する質問に対する答弁書

一 について

先の答弁書(平成十四年十一月六日内閣衆質

一五五第一六号)でお答えしたとおり、労働組

合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二十七

条第四項に基づく救済命令は、その交付の日か

ら効力を生ずることから、救済命令を命ぜられ

た使用者は、その確定に至る前においてもその

命令を履行しなければならない行政上の義務を

負うことになるが、当該命令が確定しない間は、裁判所がいわゆる緊急命令を発した場合を除き、使用者は、刑罰又は行政罰により当該救済命令の履行を強制されることはない。

二について

労働委員会は、労働組合法施行令(昭和二十一年政令第二百三十一号)第十六条の規定により労働組合法に規定する権限を独立して行うものとされている。

不当労働行為審査制度を所管する厚生労働省は、労働委員会が独立した権限により発出した個別の不当労働行為事件に係る救済命令の履行に関する事務を所掌するものではなく、使用者に対し、行政指導する立場はない。

(答弁通知書受領)

一 去る六日、内閣から、衆議院議員川田悦子君提出ILO結社の自由委員会に対する政府の追加情報に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年六月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二 去る六日、内閣から、衆議院議員川田悦子君提出請願法による請願の処理に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年六月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

三 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

平成十五年四月二十三日
参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 緋貫 民輔殿
種苗法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年四月二十三日
参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 緋貫 民輔殿
種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六条を次のように改める。
第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第二条第四項第一号に掲げる行為を行い育成者権又は専用利用権を侵害した者

二 育成者権又は専用利用権の侵害の行為を組成した種苗を用いることにより得られる収穫物を、育成者権者又は専用利用権者の許諾を得ないで、業として生産し、譲渡若しくは貯蔵し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管した者

第五十八条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五十九条中「一に」を「いずれかに」に、「十万

円」を「三十万円」に改める。

第六十条中「第五十六条から第五十八条まで又は前条第一号若しくは第三号」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十六条 一億円以下の罰金刑

二 第五十七条 第五十八条又は前条第一号若しくは第三号 各本条の罰金刑

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における植物の新品种の育成者権の侵害状況にかんがみ、その権利の保護を図る観点から、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 種苗を用いることにより得られる収穫物について育成者権又は専用利用権(以下「育成者権等」という。)を侵害した者を罰則の対象に追加すること。

2 法人による育成者権等の侵害に対する罰則を一億円以下の罰金に強化すること。

3 指定種苗についての表示義務等の違反行為に対する罰則を、前者について五十万円以下の罰金に、後者について三十万円以下の罰金にそれぞれ強化すること。

4 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における植物の新品种の育成者権の侵害状況に対処して、その保護の強化を図るために措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十五年六月五日

農林水産委員長 小平 忠正
衆議院議長 綿貫 民輔殿

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成十五年四月二十三日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 締貫 民輔殿

目次

第一章 総則(第一条～第三条)

第二章 国内における遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる生物多様性影響の防止に関する措置

第三章 輸出に関する措置(第二十七条～第二十九条)

第四章 雜則(第三十条～第三十七条)

第五章 罰則(第三十八条～第四十八条)

- 第三章 輸出に関する措置(第二十七条～第二十九条)
十九条)
- 第四章 雜則(第三十条～第三十七条)
- 第五章 罰則(第三十八条～第四十八条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るために、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(以下「議定書」という。)の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生物」とは、一の細胞(細胞群を構成しているものを除く。)又は細胞群であつて核酸を移転し又は複製する能力を有するものとして主務省令で定めるもの、ウイルス及びウイルトイドをいう。

第三条 主務大臣は、議定書の的確かつ円滑な実施を図るために次に掲げる事項(以下「基本的事項」という。)を定めて公表するものとする。これらを変更したときも、同様とする。

(基本的事項の公表)

一 遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であつて、生物の多様性を損なうおそれのあるもの(以下「生物多様性影響」という。)を防止するための施策の実施に関する基本的な事項

二 遺伝子組換え生物等の使用等による影響であつて、生物の多様性を損なうおそれ

三 前二号に掲げるもののほか、遺伝子組換え

- 4 この法律において「生物の多様性」とは、生物の多様性に関する条約第一条に規定する生物の多様性をいう。
- 5 この法律において「第一種使用等」とは、次項に規定する措置を執らないで行う使用等をいう。
- 6 この法律において「第二種使用等」とは、施設、設備その他の構造物(以下「施設等」という。)の外の大気、水又は土壤中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する意図をもつて行う使用等であつて、そのことを明示する措置その他の主務省令で定める措置を執つて行うものをいう。
- 7 この法律において「拡散防止措置」とは、遺伝子組換え生物等の使用等に当たつて、施設等を用いることその他必要な方法により施設等の大気、水又は土壤中に当該遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するために執る措置をいう。

- 第一章 総則(第一条～第三条)
- 第二章 国内における遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる生物多様性影響の防止に関する措置
- 第三章 輸出に関する措置(第二十七条～第二十九条)
- 第四章 雜則(第三十条～第三十七条)
- 第五章 罰則(第三十八条～第四十八条)
- 附則
- 第一章 総則(第十一条～第十五条)
- 第二節 遺伝子組換え生物等の第一種使用等
- 第三節 生物検査(第二十六条～第二十四条)
- 第四節 情報の提供(第二十五条～第二十六)

生物等の使用等が適正に行われることを確保するための重要な事項

第二章 国内における遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる生物多様性の影響の防止に関する措置

第一節 遺伝子組換え生物等の第一種使用等

(遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用規程の承認)

第四条 遺伝子組換え生物等を作成し又は輸入して第一種使用等をしようとする者その他の遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用等に関する規程(以下「第一種使用規程」という。)を定め、これにつき主務大臣の承認を受けなければならない。ただし、その性状等からみて第一種使用等による生物多様性影響が生じないことが明らかな生物として主務大臣が指定する遺伝子組換え生物等(以下「特定遺伝子組換え生物等」という。)の第一種使用等をしようとする場合、この項又は第九条第一項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた第一種使用規程(第七条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき主務大臣により変更された第一種使用規程については、その変更後のもの)に定める第一種使用等をしようとする場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の承認を受けようとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用等による生物多様性影響について主務大臣が定めるところにより評価を行い、その結果を記載した図書(以下「生物多様性影響評価書」という。)その

他主務省令で定める書類とともに、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。第十三条第二項第一号及び第十八条第四項第二号において同じ。)

二 第一種使用規程

3 第一種使用規程は、主務省令で定めるところにより、次の事項について定めるものとする。

一 遺伝子組換え生物等の種類の名称

二 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容及び方法

4 主務大臣は、第一項の承認の申請があった場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請に係る第一種使用規程について、生物多様性影響に関する専門の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならぬ。

5 主務大臣は、前項の規定により学識経験者から聴取した意見の内容及び基本的事項に照らし、第一項の承認の申請に係る第一種使用規程に従って第一種使用等をする場合に野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性影響が生ずるおそれがないと認めるときは、当該第一種使用規程の承認をしなければならない。

6 第四項の規定により意見を求められた学識経験者は、第一項の規定による変更又は廃止に係る第一種使用規程及びその生物多様性影響評価書に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

7 前各項に規定するもののほか、第一項の規定

に関する必要な事項は、主務省令で定める。

(第一種使用規程の修正等)

第五条 前条第一項の承認の申請に係る第一種使用規程に従って第一種使用等をする場合に生物多様性影響が生ずるおそれがあると認める場合には、主務大臣は、申請者に対し、主務省令で定めるところにより、当該第一種使用規程を修正すべきことを指示しなければならない。ただし、当該第一種使用規程に係る遺伝子組換え生物等の第一種使用等をすることが適當でないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による指示を受けた者が、主務大臣が定める期間内にその指示に基づき第一種使用規程の修正をしないときは、主務大臣は、その者の承認の申請を却下する。

3 第一項ただし書に規定する場合においては、主務大臣は、その承認を拒否しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による変更又は廃止に關して必要な事項は、主務省令で定める。

(承認取得者の義務等)

第六条 第四条第一項の承認を受けた者(次項において「承認取得者」という。)は、同条第二項第一号に掲げる事項中に変更を生じたときは、主務省令で定めるところにより、その理由を付してその旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、次条第一項の規定に基づく第一種使用規程の変更又は廃止を検討しようとするときその他当該第一種使用規程に係る承認取得者に対し、必要な情報の提供を収集する必要があるときは、当該第一種使用規程に係る承認取得者に対し、必要な情報の提供を請求することができる。

3 前条第一項の規定により第一種使用規程及び承認された第一種使用規程変更したとき、その旨及び変更後の第一種使用規程

4 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

5 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

6 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

7 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

8 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

9 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

10 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

11 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

12 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

は予想することができなかつた環境の変化又は同項の承認の日以後における科学的知見の充実

により同項の承認を受けた第一種使用規程に従って遺伝子組換え生物等の第一種使用等がなされるとした場合においてもなお生物多様性影

響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、当該第一種使用規程を変更し、又は廃止しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による変更又は廃止については、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聞くものとする。

3 前項の規定により意見を求められた学識経験者は、第一項の規定による変更又は廃止に係る第一種使用規程及びその生物多様性影響評価書に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による変更又は廃止に關して必要な事項は、主務省令で定める。

(承認した第一種使用規程等の公表)

第八条 主務大臣は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

1 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

2 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

3 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

4 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

5 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

6 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

7 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

8 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

9 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

10 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

11 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

12 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

13 第四条第一項の承認をしたとき、その旨及び承認された第一種使用規程

2 前項の規定による公表は、告示により行うものとする。

(本邦への輸出者等に係る第一種使用規程についての承認)

第九条 遺伝子組換え生物等を本邦に輸出して他の者に第一種使用等をさせようとする者その他の者にさせようとする者は、主務省令で定めるところにより、遺伝子組換え生物等の種類ごとに第一種使用規程を定め、これにつき主務大臣の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者が本邦内に住所(法人にあっては、その主たる事務所)を有する者以外の者で、遺伝子組換え生物等の第一種使用等を他の者にさせようとする者は、主務省令で定めるところにより、遺伝子組換え生物等の種類ごとに第一種使用規程を定め、これにつき主務大臣の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、本邦内に住所(法人にあっては、その主たる事務所)以下この項及び第四項において同じ。)を有する者以外の者である場合には、その者は、本邦内において遺伝子組換え生物等の適正な使用等のために必要な措置を執らせるための者を、本邦内に住所を有する者その他主務省令で定める者のうちから、当該承認の申請の際選任しなければならない。

3 前項の規定により選任を行った者は、同項の規定により選任した者(以下「国内管理人」という。)を変更したときは、その理由を付してその旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第四条第二項から第七項まで、第五条及び前条の規定は第一項の承認について、第六条の規定は第一項の承認を受けた者(その者が本邦内に住所を有する者以外の者である場合においては、その者に係る国内管理人)について、第七条の規定は第一項の規定により承認を受けた第一種使用規程について準用する。この場合において、生物多様性の影響が生ずるおそれのあるときは、直ちに、生物多様性影響を防止するための応急の措置を執ることとともに、速やかにその事故の状況及び從うことなどができない場合において、生物多様性影響が生ずるおそれのあるときは、直ちに、生物多様性影響を防止するための応急の措置を執ることとともに、速やかにその事故の状況及び

る者及びその者が本邦内に住所(法人にあっては、その主たる事務所)を有する者以外の者ではない。

ある場合にあっては同条第一項の規定により選任した者の氏名及び住所」と、第七条第一項中「第四条第一項」とあるのは「第九条第一項」と読み替えるものとする。

(第一種使用等に関する措置命令)

第十条 主務大臣は、第四条第一項の規定に違反して遺伝子組換え生物等の第一種使用等をした者、又はしている者に対し、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、遺伝子組換え生物等の回収を図ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、第七条第一項(前条第四項において準用する場合を含む。)に規定する場合その他特別の事情が生じた場合において、生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認められるとき(次条第一項に規定する場合を除く。)は、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者、若しくはした者又はさせた者は、生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認められるとき(次条第一項に規定する場合を除く。)には、その使用等をする間、當該拡散防止措置を執らなければならぬ。

(確認を受けた拡散防止措置の実施)

第十二条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が主務省令により定められる場合には、その使用等をする間、當該拡散防止措置を執らなければならぬ。

2 主務大臣は、第七条第一項(前条第四項において準用する場合を含む。)に規定する場合その他特別の事情が生じた場合において、生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認められるとき(次条第一項に規定する場合を除く。)は、生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認められるとき(次条第一項に規定する場合を除く。)には、その使用等をする間、當該拡散防止措置を執らなければならぬ。

(確認を受けた拡散防止措置の実施)

第十三条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、前条の主務省令により当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が定められていない場合(特定遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする場合その他主務省令で定める場合を除く。)には、その使用等をする間、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を執らなければならぬ。

2 前項の確認の申請は、次の事項を記載した申請書を提出して、これをしなければならない。

一 氏名及び住所

二 第二種使用等の対象となる遺伝子組換え生物等の特性

三 第二種使用等において執るべき拡散防止措置

四 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

執った措置の概要を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項に規定する者が同項の応急の措置を執っていないと認めるときは、その者又はした者に対し、第十二条の主務省令で定めた拡散防止措置を執ることとその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(第二節 遺伝子組換え生物等の第一種使用等)

第十四条 主務大臣は、第十二条又は前条第一項の規定に違反して第二種使用等をしている者、又はした者に対し、第十二条の主務省令で定めた拡散防止措置を執ることとその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(主務省令で定める拡散防止措置の実施)

第十五条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が発生し、当該遺伝子組換え生物等について第十二条の主務省令で定めた拡散防止措置又は第十三条第一項の確認を受けた他の事故が発生し、当該遺伝子組換え生物等について第十二条の主務省令で定めた拡散防止措置を執ることができないときは、直ちに、その事故について応急の措置を執ることとともに、速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を主務大臣に届け出なければならない。

(第二種使用等に関する事故時の措置)

第十六条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が執ることができないときは、直ちに、その事故について応急の措置を執ることは、直ちに、その事故について応急の措置を執ることを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する者が同項の応急の措置を執っていないと認めるときは、その者又はした者に対し、同項に規定する応急の措置を執るべきことを命ずることができる。

第三節 生物検査

(輸入の届出)

第十六条 生産地の事情その他の事情からみて、その使用等により生物多様性影響が生ずるおそれがないとはいえない遺伝子組換え生物等をこれに該当すると知らないで輸入するおそれが高い場合その他これに類する場合であって主務大臣が指定する場合に該当するときは、その指定に係る輸入をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、その都度その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(生物検査命令)

第十七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、前条の規定による届出をした者に対し、その者が行う輸入に係る生物第三項及び第五項において「検査対象生物」という。につき、主務大臣又は主務大臣の登録を受けた者(以下「登録検査機関」という)から、同条の指定の理由となつた遺伝子組換え生物等であるかどうかについての検査(以下「生物検査」といふ。)を受けるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令は、前条の規定による届出を受けた後直ちにしなければならない。

3 第一項の規定による命令を受けた者は、生物検査を受け、その結果についての通知を受けるまでの間は、施設等を用いることその他の主務大臣の指定する条件に基づいて検査対象生物の使用等をしなければならず、また、検査対象生物を譲渡し、又は提供してはならない。

4 前項の通知であつて登録検査機関がするものは、主務大臣を経由してするものとする。

5 主務大臣は、第三項に規定する者が同項の規

定に違反していると認めるときは、その者に対する警告、同項の条件に基づいて検査対象生物の使用等をすることその他の必要な措置を執るべきことと命ずることができる。

(登録検査機関)

第十八条 前条第一項の登録(以下この節において「登録」という。)は、生物検査を行おうとする者の申請により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第二十二条第四項又は第五項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

3 主務大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 凍結乾燥器、粉碎機、天びん、遠心分離機、分光光度計、核酸増幅器及び電気泳動装置を有すること。

イ 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大

学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上分子生物学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。

ロ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上分子生物学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

三 登録申請者が、業として遺伝子組換え生物等の使用等をし、又は遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供している者(以下この号において「遺伝子組換え生物使用業者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、遺伝子組換え生物使用業者等がその親会社(商法(明治三十一年法律第四十八号)第二百十一条ノ一第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員)に占める遺伝子組換え生物使用業者等の役員又は職員(過去二年間にその遺伝子組換え生物使用業者等の役員又は職員であった者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、遺伝子組換え生物使用者等の役員又は職員(過去二年間にその遺伝子組換え生物使用者等の役員又は職員であった者を含む。)であること。

4 登録は、登録検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録の年月日及び番号
二 登録を受けた者の氏名及び住所
三 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(遵守事項等)

第十九条 登録検査機関は、生物検査を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、生物検査を実施しなければならない。

2 登録検査機関は、公正に、かつ、主務省令で定める方法により生物検査を実施しなければならない。

3 登録検査機関は、生物検査を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の一週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

4 登録検査機関は、その生物検査の業務の開始前に、主務省令で定めるところにより、その生物検査の業務の実施に関する規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。(これを変更しようとするときも、同様とする。)

5 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて表示される文書)を提出しなければならない。

ては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」といふ。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

6 生物検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は贈写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は贈写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

7 登録検査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、生物検査に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

8 登録検査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、その生物検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(秘密保持義務等)

第二十条 登録検査機関の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、その生物検査に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 生物検査に従事する登録検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第二十一条 主務大臣は、登録検査機関が第十八条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、登録検査機関が第十九条第一項若しくは第二項の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う第十七条第三項の通知の記載が適切でないと認めるときは、その登録検査機関に対し、生物検査を実施すべきこと又は生物検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、第十九条第四項の規程が生物検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができ。4 主務大臣は、登録検査機関が第十八条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、登録を取り消さなければならない。

5 主務大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて生物検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

3 第十九条第三項の規定による届出があったときは、主務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十九条第三項の規定による届出があったときは、主務大臣は、第十九条第八項の許可をしたとき。

三 第十九条第四項若しくは第五項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により生物検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一 第十九条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。

二 第十九条第四項の規程によらないで生物検査を実施したとき。

三 正当な理由がないのに第十九条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。
(報告収取及び立入検査)

六 不正の手段により登録を受けたとき。
(適正使用情報)

第三十五条 主務大臣は、第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けた第一種使用規程に係る必要な限度において、登録検査機関に対し、その生物検査の業務に関し報告を求める、又はその職員に、登録検査機関の事務所に立ち入り、登録検査機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 第二十三条 主務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第十九条第三項の規定による届出があったとき。

三 第十九条第八項の許可をしたとき。

四 第十九条第四項若しくは第五項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により生物検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

命じたとき。

(手数料)

第二十四条 生物検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(登録検査機関)に納めなければならない。

2 前項の規定により登録検査機関に納められた手数料は、登録検査機関の収入とする。

第三十六条 遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする者は、主務省令で定めるところにより、その譲渡若しくは提供を受ける者又は委託を受けた者に、その第一種使用等をさせようとする者がその譲渡若しくは提供を受ける者若しくは委託を受けた者に、その第一種使用等をする者に提供すべき情報を(以下「適正使用情報」という。)を定め、又はこれを変更するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により適正使用情報を定め、又はこれを変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 前項の規定による公表は、告示により行うものとする。

第三十七条 遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする者は、主務省令で定めるところにより、その譲渡若しくは提供を受ける者又は委託を受けた者に対する者に対し、適正使用情報を

の他の主務省令で定める事項に関する情報を文書の交付その他の主務省令で定める方法により提供しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定に違反して遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供又は委託による使用等がなされた場合において、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認めるときは、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせた者に対し、遺伝子組換え生物等の回収を図ることその他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第三章 輸出に関する措置

(輸出の通告)

第二十七条 遺伝子組換え生物等を輸出しようとする者は、主務省令で定めるところにより、輸入国に対し、輸出しようとする遺伝子組換え生物等の種類の名称その他主務省令で定める事項を通告しなければならない。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第一条第一項の医薬品をいう。以下この条において同じ)以外の医薬品を輸出する場合は、その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

(輸出の際の表示)

第二十八条 遺伝子組換え生物等は、主務省令で定めるところにより、当該遺伝子組換え生物等又はその包装、容器若しくは送り状に当該遺伝子組換え生物等の態様その他主務省令で定める事項を表示したものでなければ、輸出してはならない。この場合において、前条ただし書の規定は、本条の規定による輸出について

準用する。

(輸出に関する命令)

第二十九条 主務大臣は、前二条の規定に違反して遺伝子組換え生物等の輸出が行われた場合において、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認めるときは、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせた者に対し、遺伝子組換え生物等の回収を図ることその他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第四章 雜則

(報告徴収)

第三十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、遺伝子組換え生物等(遺伝子組換え生物等であることの疑いのある生物を含む。以下この条、次条第一項及び第三十二条第一項において同じ)の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者からその行為の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査等)

第三十一条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入りさせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で收去させることができる。

一 独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人農業改良センター、独立行政法人肥料飼料検査所、独立行政法人農業検査所及び独立行政法人水産総合研究センター、農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の規定による立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、同項各号に掲げるセンター等の区分に応じ、センター等に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(科学的知見の充実のための措置)

組換え生物等を無償で收去させることができ

2. 組換え生物等を無償で收去させることができ

2 当該職員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は收去(以下「立入検査等」という。)をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(センターア等による立入検査等)

第三十二条 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人肥料飼料検査所、独立行政法人農業改良センター又は独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「センター等」という。)に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者からその行為の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査等)

4 センター等は、第二項の規定による指示に従つて第一項の規定による立入検査等を行つたときは、農林水産省令又は経済産業省令で定めることにより、同項の規定により得た検査の結果を同項各号に掲げるセンター等の区分に応じ、農林水産大臣又は経済産業大臣に報告しなければならない。

5 第二項の規定による立入検査等については、前項第二項及び第三項の規定を準用する。

(センターア等に対する命令)

第三十三条 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項第一項の規定による立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、同項各号に掲げるセンター等の区分に応じ、センター等に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

二 産業大臣

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の規定によりセンターア等に立入検査等を行わせる場合には、同項目各号に掲げるセンター等の区分に応じ、センターア等に対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センター等は、前項の規定による指示に従つて第一項の規定による立入検査等をする場合には、遺伝子組換え生物等に關し知識経験を有する職員であつて、同項目各号に掲げるセンター等の区分に応じ当該各号に定める大臣が発する命令で定める条件に適合するものに行わせなければならない。

4 センター等は、第二項の規定による指示に従つて第一項の規定による立入検査等を行つたときは、農林水産省令又は経済産業省令で定めることにより、同項の規定により得た検査の結果を同項各号に掲げるセンター等の区分に応じ、農林水産大臣又は経済産業大臣に報告しなければならない。

5 第二項の規定による立入検査等については、前項第二項及び第三項の規定を準用する。

(センターア等に対する命令)

第三十四条 国は、遺伝子組換え生物等及びその

使用等により生ずる生物多様性影響に関する科学的知見の充実を図るために、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の意見の聴取)

第三十五条 国は、この法律に基づく施策に国民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために、生物多様性影響の評価に係る情報、前条の規定により収集し、整理し及び分析した情報その他の情報を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。(主務大臣等)

第三十六条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
(経過措置)

第三十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第三十八条 第十条第一項若しくは第二項、第十一条第二項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第二項、第十七条第五項、第二十六条第一項又は第二十九条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第四条第一項の規定に違反して第一種使用等をした者
二 偽りその他不正の手段により第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けた者
三 第四十一条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第四条第六項又は第七条第三項(これらの規定を第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
二 第二十条第一項の規定に違反した者
三 第四十二条第一項の規定による生物検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、六十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 第二十二条第五項の規定による生物検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第十三条第一項の規定に違反して確認を受けないで第二種使用等をした者
二 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の確認を受けた者
三 第十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして輸入した者

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十六条第一項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供して遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせた者
五 第二十七条の規定による通告をせず、又は虚偽の通告をして輸出した者

六 第二十八条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして輸出した者

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第三十一条第一項又は第三十二条第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
三 第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第十九条第七項の規定に違反して、同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
二 第十九条第八項の許可を受けないで生物検査の業務の全部を廃止したとき。

第四十六条 第二十二条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第二十九条第五項の規定による命令に違反して、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

二 正当な理由がないのに第十九条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

第四十八条 第三十三条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンター等の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一次から附則第六条まで及び附則第十五条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)公布の日

二 附則第十五条の規定(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第十五条第二項の改正規定に係る部分に限る。)この法律の施行の日(以下「施行日」という。)又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)
第三条 第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けようとする者は、施行日前においても、第四条又は第九条の規定の例により、その承認の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により承認の申請が

あつた場合には、施行日前においても、第四条又は第九条の規定の例により、その承認をすることができる。この場合において、これらの規定の例により承認を受けたときは、施行日において第四条第一項又は第九条第一項の規定により承認を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際に遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者であつて、当該第一種使用等について第四条第一項又は第九条第一項の承認がなされていないものは、施行日から六月間は、当該第一種使用等に係る承認がなされたものとみなす。その期間が満了するまでに当該第一種使用等に係る第一種使用規程の承認の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に係る承認又は承認の申請の却下若しくは承認の拒否の処分がある日まで、同様とする。

第三条 第十三条第一項の確認を受けようとする者は、施行日前においても、同条の規定の例により、その確認の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により確認の申請があつた場合には、施行日前においても、第十三条の規定の例により、その確認をすることができる。この場合において、同条の規定の例により確認を受けたときは、施行日において同条第一項の規定の例により確認の申請が受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行なうことができる。

(政令への委任)
(検討)

第六条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定めることとする。

2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 種苗法(平成十年法律第八十三号)第五十一条の二第一項の規定による集取

一項の規定により確認を受けたものとみなす。この場合において、同条第一項の規定により確認を受けたときは、施行日において同条第一項の規定により確認を受けたものとみなす。その者がその期間が満了するまでに当該確認の申請をした場合において、その期間を経過したと

きは、その申請に基づく確認又は確認の拒否の処分がある日まで、同様とする。

第四条 第十八条第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行なうことができる。

第五条 第十九条第四項の規程の認可を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行なうことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により申請があった場合には、施行日前においても、第十八条の規定により、登録をすることができる。この場合において、同条の規定の例により登録を受けたときは、施行日において同条第一項の規定によりその登録を受けたものとみなす。

第六条 第十九条第二項を次のように改める。

2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行なう。

一 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第三十二条の二第一項の規定による集取

及び立入検査並びに同法第十五条の三第二項の規定による立入検査

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第八条 独立行政法人農林水産消費技術センターの規定による立入り、質問、検査及び収去

一 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条 独立行政法人農林水産消費技術センター(一部改正)

第十二条 独立行政法人農林水産消費技術センター(平成十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条 独立行政法人水産総合研究センター(平成十一年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

法(平成十一年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第十条第二項を次のように改める。

2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第二十条の二第一項の規定による立

入検査

四 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第号)第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

五 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第号)第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

六 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第号)第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

七 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第号)第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

八 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第号)第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

び前項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 センターは、第一項及び第二項に規定する業務のほか、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

(平成十五年法律第 号)第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去を行う。

第十二条第一号中「及び第四項」を、「第四項及び第五項」に改める。
(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正)

第十四条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項に次の二号を加える。

十 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第 号)第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第十五条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項を次のように改める。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行

う。
一 薬事法第六十九条の二第一項又は第八十条の六第一項の規定による政令で定める立

入検査、質問及び収去
一 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
二 生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講じよ

十五年法律第 号)第三十二条第一項

の規定による立入り、質問、検査及び収去及び第五項に改める。

(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正)

第三十二条の二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「又は経済産業大臣」を、「経済産業大臣又は厚生労働大臣」に、「又は独立行政法人製品評価技術基盤機構」を

「独立行政法人製品評価技術基盤機構又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構」に改め、同項に次の二号を加える。

三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 厚生労働大臣

第三十二条第二項中「又は経済産業大臣」を

「経済産業大臣又は厚生労働大臣」に改め、同項中「又は経済産業省令」を、「経済産業省令又は厚生労働省令」に、「又は経済産業大臣」を、「経済産業大臣又は厚生労働大臣」に改める。

第三十三条中「又は経済産業大臣」を、「経済産業大臣又は厚生労働大臣」に改める。

第三十二条第二項中「又は経済産業大臣」を、「経済産業大臣又は厚生労働大臣」に改め、同項に次の二号を加える。

四 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 厚生労働大臣

第三十二条第二項中「又は経済産業大臣」を

「経済産業大臣又は厚生労働大臣」に改め、同項中「又は経済産業省令」を、「経済産業省令又は厚生労働省令」に、「又は経済産業大臣」を、「経済産業大臣又は厚生労働大臣」に改める。

第三十二条第二項中「又は経済産業大臣」を、「経済産業大臣又は厚生労働大臣」に改め、同項に次の二号を加える。

五 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 厚生労働大臣

第三十二条第二項中「又は経済産業大臣」を

「経済産業大臣又は厚生労働大臣」に改め、同項に次の二号を加える。

六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 厚生労働大臣

第三十二条第二項中「又は経済産業大臣」を

「経済産業大臣又は厚生労働大臣」に改め、同項に次の二号を加える。

七 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 厚生労働大臣

第三十二条第二項中「又は経済産業大臣」を

うとするもので、その主な内容は次のとおりである。
1 主務大臣は、生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する事項、遺伝子組換え生物等の使用等をする者が配慮しなければならない事項等を定めた基本的事項を公表するものとする。

2 環境中への拡散を防止しないで遺伝子組換え生物等の使用等をしようとする者は、その使用等による生物多様性影響を評価した上で、その使用等に係る規程を提出して主務大臣の承認を受けなければならないものとする。

3 施設内での遺伝子組換え生物等の使用等をする者は、遺伝子組換え生物等が環境中に拡散することを防止するために主務大臣が定めた措置を執らなければならぬものとするとともに、その措置が定められない場合には、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を執らなければならぬものとす

る。

右報告する。

平成十五年六月六日

環境委員長 松本 龍
衆議院議長 綿貫 民輔殿

〔別紙〕

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 遺伝子組換え生物等による生物多様性影響については未解明な部分が多いことから、科学的知見の充実を急ぐとともに、「リオ宣言」第十五原則に基く予防的な取組方法に従って、本法に基く施策の実施に当たること。

二 遺伝子組換え生物等による生物多様性影響の防止に万全を期するため、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図るとともに、本法実施に係る人員・予算の確保等必要な体制の整備に努めること。

三 遺伝子組換え生物等に対する国民の懸念が増大していることにかんがみ、「基本的事項」を定めるに当たっては、広く国民の意見を求める機

会を確保し、その結果を十分に反映させるとともに、国民に分かりやすい内容のものとする」と。また、「基本的事項」の策定後においても、十分な情報公開の下、国民とのリスクコミュニケーションを積極的に推進すること。

四 「生物多様性影響評価書」の信頼性を確保するため、評価手法・基準等を定めるに当たっては、国民のコンセンサスを得るために、広く意見を求め、適宜その結果を反映させること。また、評価後における継続的なモニタリングの実施とその結果の情報開示が図られるようすること。

五 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の承認に当たっては、関係する国際機関における検討や諸外国の研究成果等を踏まえつつ、多様な分野にわたる学識経験者の意見を尊重し、客観的な評価の下に、慎重に行うこと。また、承認における科学的知見の充実等により、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められた場合においては、速やかに使用の凍結等適切な措置を講じること。

六 遺伝子組換え食品の安全性に対する消費者の不安が大きいことから、その安全性評価を行うに当たっては、科学的知見を踏まえ慎重を期するとともに、表示義務の対象、表示のあり方、方法についても検討を行うこと。

七 遺伝子組換え生物とともに移入種による生物多様性影響が懸念されていることから、移入種対策に係る法制度を早急に整備すること。

八 國際的な生物多様性の確保を図るために、生物多様性条約、カルタヘナ議定書を締結している米国等に対し、あらゆる機会を利用して同条約、同議定書に参加するよつ積極的に働きかけ

ること。また、当該国の遺伝子組換え生物等に係る情報収集に努め、輸入業者等への注意を喚起すること。

独立行政法人日本学生支援機構法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年五月十六日

日

参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 総務 民輔殿

独立行政法人日本学生支援機構法案

目次

- 第一章 総則(第一条～第六条)
- 第二章 役員及び職員(第七条～第十二条)
- 第三章 業務(第十三条～第十七条)
- 第四章 財務及び会計(第十八条～第二十四条)
- 第五章 雑則(第二十五条～第二十八条)
- 第六章 罰則(第二十九条～第三十一条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人日本学生支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本学生支援機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機

構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受け入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るために、

事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第八条第二項及び第十条第五項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(役員の欠格条項の特例)

第六条 通則法第二十二条の規定にかかるわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する事項は、同項の規定による。

3 機構は、同項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第七条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事一人を置く。

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、理事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条の規定にかかるわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理

事又は監事となることができる。

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する事項は、同項の規定による。

3 機構は、同項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十一條 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職

を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十二条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第二条の目的を達成するため、次の業務を行つ。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行ふこと。

二 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。

三 外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。

四 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。

五 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。

六 外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。

七 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。

八 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択。

（押、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に關し、大学等の教育関係

職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

九 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。

十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第三号の施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

(学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金(以下「学資金」という。)は、無利息の学資金(以下「第一種学資金」という。)及び利息付きの学資金(以下「第二種学資金」といいう。)とする。

2 第一種学資金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

2 第一種学資金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対するものとする。

4 第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対するものとする。

4 第一種学資金の額並びに第二種学資金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮し

て、その学資金の種類ことに政令で定めるところによる。

第四章 財務及び会計
(積立金の処分)

5 第三項の大学その他の政令で定める学校に在する者であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることによって、なおその修学を維持することができると認定された者に対しては、第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金に併せて前二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。

6 前各項に定めるものほか、学資金の貸与に関し必要な事項は、政令で定める。

(返還の条件等)

第十五条 学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

2 機構は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

3 機構は、学資金の貸与を受けた者が死に又は精神若しくは身体の障害により学資金を返還することができなくなったときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

4 第二項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前二項に定めるものほか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

4 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

4 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

4 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

第十六条 機構は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(回収の業務の方法)

第十七条 学資金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

二二一

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしよぐとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。
3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
5 機構は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしよぐとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。
第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。)に要する資金を無利息で貸し付けることができる。
2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資金の返還を免除したときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。
一 第十四条第一項、第三項若しくは第五項又は第十七条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。
二 第十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第十九条第一項若しくは第五項又は第二十一条第一項の規定による認可をしようとするとき。
（補助金）
第二十三条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができる。
（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）
第二十四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十三条第一項第六号の規定により機構が支給する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七号を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。」について保証することができる。
（償還計画）
第二十一条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしよぐとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。
第二十九条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第十三条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
三 第二十二条第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
（附則）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条、第十五条から第十八条まで及び第二十二条から第二十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。
（職員の引継ぎ等）
第二条 機構の成立の際現に文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者のうち、文部科学大臣の指定する官職を占めるものは、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。
第三条 前条の規定により機構の職員となつた者は、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じては、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等ととなるため

退職したことのみなす。

第四条 附則第二条の規定により文部科学省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対し

ては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続

いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 機構の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続

官 報 (号 外)

いて機構の職員となり、かつ、引き続機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、機構の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となつた者のうち機構の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで文部科学省の職員として在

職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五条 附則第二条の規定により機構の職員となつた者であつて、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において同一の規定による場合を含む。)の規定に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

第六条 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により文部科学省の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始めることとする。

二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が機構の成立の日において機構の役職員となる場合において、当該役職員又はその遺族が第一項の規定による申出を行わなかつたときは、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職(同条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたも

合」という。)の組合員である同号に規定する職員(同日において附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が機構の成立の日において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合は、その認めた日)までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、第二十七条の規定にかかわらず、同法の規定の適用について児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において同一の規定による場合を含む。)の規定に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始めることとする。

二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が機構の成立の日において機構の役職員となる場合において、当該役職員又はその遺族が第一項の規定による申出を行わなかつたときは、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職(同条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたも

(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第七条 機構の成立の際現に存する国家公務員法第七百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者は、機構の成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第一項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

2 前項の規定により労働組合となつたものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(国の権利義務の承継等)

第八条 機構の成立の際、第十三条第一項第二号、第八号及び第九号に規定する業務に関し、現に国有する権利及び義務のうち政令で定められた権利を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対

官 報 (号 外)

し出資されたものとする。

前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

〔国有財産の無償使用〕

規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めた規則の成立の際現に附則第一條に

規定する文部省の部局又は税關で政令で定めるものに属する者の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを 政令で

定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。
(日本育英会の解散等)

機構の成立の時において解散するものとし、そ

の一切の権利及び義務は、その時において、次項の規定により国が承継する資産を除き、機構

が承継する。
幾萬の成立の際現こ育英会が有する権利のう

機構の成り立つに問題があるが、これが機構の・
ち、機構がその業務を確實に実施するためには必

重要な資産以外の資産は、機構の成立の時において

て國が承継する。

前項の規定により国が存続する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関する必要な事項

は、政令で定める。

育英会の平成十五年四月一日に始まる事業年

度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び

損益計算書については、なお従前の例による。

この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して一月を経過する日とする。

平成十五年六月十日 衆議院会議録第三十九号

法	人	事
昭和十五年五月一日現在における学友会の寄附行為第 五条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事業並 びにこれらに附帯する事業	平成十五年三月一日現在における学友会の寄附行為第 四条に掲げる事業のうち留学生交流の推進及び大学 等に対する支援に係るもの並びにこれらに附帯する事 業	昭和十五年十一月六日に設立された財團法人国際学友会(以下この項において「学友会」という。)
昭和二十年七月一日に設立された財團法人内外学生センター(以下この項において「センター」という。)	平成十五年三月一日現在におけるセンターの寄附行為第 四条に掲げる事業のうち留学生交流の推進及び大学 等に対する支援に係るもの並びにこれらに附帯する事 業	昭和三十一年六月八日に設立された財團法人関西国際学友会(以下この項において「関西学友会」という。)
昭和三十二年三月一日に設立された財團法人日本国際教育協会(以下この項において「協会」という。)	平成十五年三月一日現在における関西学友会の寄附行 為第五条第二号から第七号までに掲げる事業及びこれ に附帯する事業	昭和三十二年三月一日に設立された財團法人日本国際教育協会(以下この項において「協会」という。)
平成十五年三月一日現在における協会の寄附行為第五 条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事業並び にこれらに附帯する事業	平成十五年三月一日現在における協会の寄附行為第五 条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事業並び にこれらに附帯する事業	平成十五年三月一日現在における協会の寄附行為第五 条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事業並び にこれらに附帯する事業
3 前項の認可があったときは、第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、機構の成立の時において機構に承継されるものとする。	3 機構が第一項に規定する業務を行う場合における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二条、第二十三条及び第三十条第二号の規定の適用については、第十七条中「学資金」とあるのは「学資金(附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。)」と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(附帯する業務を除く。)」と、第二十二条第一項に規定する第一種学資金に係る規定する業務(附帯する業務を除く。)」と、第二十二条第一項中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。)」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種	3 前項第一号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧育英会法第四十条第一項の規定により育英会に貸し付けた資金であつて政令で定めるものに係る育英会に対する債権を免除するものとする。
2 前項に規定する業務については、旧育英会法第二十二条及び第二十三条の規定は、次条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場	2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、文部科学大臣の認可を申請しなければならない。	2 第二項の規定により育英会が解散した場合には、政令で定めた登記については、政令で定める。
(財団法人国際学友会等からの引継ぎ)	(業務の特例等)	(政府が有する債権の免除)
第十二条 旧育英会法第三十二条第一項の規定により育英会が発行した日本育英会債券は、第十九条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による日本学生支援債券とみなす。	3 前項の認可があつたときは、第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、機構の成立の時において機構に承継されるものとする。	7 第二項の規定により育英会が解散した場合には、政令で定めた登記については、政令で定める。
(過措置)	(業務の特例等)	(政府が有する債権の免除)
第十四条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、旧育英会法第二十二条第一項第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)又は専修学校の高等課程の生徒(機構の成立の日の属する年度の翌年度以降にこれらの学校に入学する者を除く。)に対する旧育英会法第二十二条第一項に規定する第一種学資金に係る権利及び義務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事業の遂行に伴いこれらの方人に属するに至ったものを、機構において承継すべき旨を申し出ることができる。	3 機構が第一項に規定する業務を行なう場合における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二条、第二十三条及び第三十条第二号の規定の適用については、第十七条中「学資金」とあるのは「学資金(附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。)」と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(附帯する業務を除く。)」と、第二十二条第一項に規定する第一種学資金に係る規定する業務(附帯する業務を除く。)」と、第二十二条第一項中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。)」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種	6 附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

学資金に係るものに限る。)及び附則第十四条第一項に規定する業務(附帯する業務を除く。)

と、同条第二項中「第十五条第三項、第十六条规定」とあるのは「第十五条第三項、第十六条规定」の規定によりなおその効力を有することとされる旧育英会法第二十二条第三項とする。

(日本育英会法の廃止)
第十五条 日本育英会法は、廃止する。
(従前の被貸与者に関する経過措置)

第十六条 前条の規定の施行前に育英会がした貸与契約による学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

2 政府は、機構が前項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除(無利息の貸与金に係るものに限る。)をしたときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができる。
(日本育英会法の廃止に伴う経過措置)

第十七条 附則第十五条の規定の施行前に旧育英会法第十条、第十七条及び第二十条第一項を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
(罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 附則第十五条の規定の施行前にした行為及び附則第十条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について
(名称の使用制限に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行の際現に日本学生支援機構という名称を使用している者については、
(政令への委任)

第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第二十条 附則第二条から第十四条まで及び第六条から前条までに定めるものほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(郵便振替法の一部改正)
第二十一条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の二中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。
(所得税法等の一部改正)

第二十二条 次に掲げる法律の表日本育英会の項を削る。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表三 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一

四 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第三第一号の表

五 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第一百四十号)別表第一

(印紙税法の一改正)
第二十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第二十二条第一項第一号(業務)」を「独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第一号)第十三条

第一項第一号(業務の範囲)に規定する学資の貸与に係る業務に改め、同表の作成者の欄中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。

独立行政法人日本学生支援機構法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

第一 議案の目的及び要旨

本案は、特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、日本育英会を解散し、その業務と国及び関係公益法人の学生支援業務とを統合して学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人日本学生支援機構を設立するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 機構の目的

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行ひ、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導

について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るために事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

2 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事一人を置くとともに、理事四人以内を置くことができるものとすること。

3 主な業務

(一) 経済的理由により修学に困難がある優れ

た学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。

(二) 外国人留学生等に対する学資の支給その他必要な援助を行うこと。

(三) 外国人留学生の寄宿舎等の設置及び運営を行うこと。

(四) 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択等の相談及び指導に関する研修等を行うこと。

(五) 公開するため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券を発行できるものとすること。

4 財務及び会計

(一) 機構は、学資の貸与に係る業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券を発行できるものとすること。

(二) 政府は、毎年度予算の範囲内において、

機構に対し、学資の貸与に係る業務(無利息の学資金に係るものに限る。)に要する資金を無利息で貸し付けることができるものとすること。

5 施行期日等

(一) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとすること。

(二) 日本育英会は、機構の成立の時(平成十六年四月一日)において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、機構が承継するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、独立行政法人日本学生支援機構を設立するため、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、奨学金事業及び留学生交流の推進を図るために事業等を同機構に行わせるもので、その措置は妥当なものと認め、可

官報(号外)

決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十五年六月六日

文部科学委員長 古屋 圭司
衆議院議長 編賀 民輔殿

〔別紙〕

独立行政法人日本学生支援機構法案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行いうという独立行政法人制度の趣旨が十分發揮されるよう、その運用に万全を期すること。

二 独立行政法人日本学生支援機構に対する中期目標の策定や評価に当たっては、事業の特性に十分配慮すること。

三 独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学事業について、憲法、教育基本法の精神にのっとり、教育の機会均等の実現のため、無利息奨学金を基本としつつ、学習意欲のある学生が安心して学べるよう、奨学事業全体の一層の拡充に努めること。有利子貸与については、将来にわたりて、奨学生の過度の負担にならないよう努めること。また、奨学事業が時代の変化に適合した国民の多様な学習ニーズに応えるものとなるよう努めること。

四 在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる大学院生に対する奨学金の返還免除については、対象となる学生の選考基準を明確にすると

ともに、学生の選考に当たっては、客観性、公平性の確保に十分留意すること。

五 機関保証制度の創設に当たっては、人的保証との選択制とともに、奨学生の経済的な負担等に対する教育的配慮を行い、適正な運用に努めること。また、返還金の回収については、返還金が奨学事業の主な原資となっていることからがみ、積極的な広報活動等により回収に努めること。

六 高校奨学金の地方移管に当たっては、都道府県の実情や自主性を尊重しつつ、奨学事業の縮小を招かないよう、適切な財源措置を行うとともに、その事務の遂行に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずること。

七 留学生を対象とする奨学金の拡充や宿舎の確保等学習環境の整備充実に努めること。また、日本人学生の海外留学に関する施策の充実に努めること。

八 独立行政法人日本学生支援機構への移行及び継承公益法人の設立に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては、職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

独立行政法人海洋研究開発機構法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年五月十六日

参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 編賀 民輔殿

独立行政法人海洋研究開発機構法

(機構の目的)

第一章 総則(第一条—第九条)
第二章 役員及び職員(第十条—第十六条)
第三章 業務等(第十七条—第十八条)
第四章 雜則(第十九条—第二十三条)
第五章 訽則(第二十四条—第二十六条)

第六章 附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、独立行政法人海洋研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「海洋科学技術」とは、海洋に関する科学技術をいう。

この法律において「基礎的研究開発」とは、研究及び開発(以下「研究開発」という。)であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 科学技術に関する共通的な研究開発

二 科学技術に関する研究開発であつて、国試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの

三 科学技術に関する研究開発であつて、多数

第五条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

第六条 機構の資本金は、附則第十二条第一項、第三項及び第四項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

第七条 機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

第八条 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

第九条 政府は、機構に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は船舶(次項において「土地等」という。)を出資の目的とすることができる。

第十条 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

第十一条 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、政令で定める。

第十二条 機構は、出資者に対し、その持分を払い

第十三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人海洋研究開発機構とする。

第十四条 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

第十五条 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、政令で定める。

第十六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い

戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第八条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、第十九条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第九条 機構でない者は、海洋研究開発機構という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第十一條 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の任期)

第十二条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標」とする)。

第十五条 機構の役員及び職員は、職務上知ること

の期間」という。の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同一項目に規定する中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

4 第一項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十三条 通則法第二十一條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは船舶の運航を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名前によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名前によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に關し、船舶の運航その他の協力を促進すること。

四 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。

五 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

六 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。(積立金の処分)

(出資者原簿)

第十九条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込み若しくは出資の目的たる金銭以外の財産の給付の年月日又は出資者の持分の移転の年月日

三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(機構の解散時における残余財産の分配)

第二十条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、こ

とのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十六条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(出資者原簿)

第十九条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込み若しくは出資の目的たる金銭以外の財産の給付の年月日又は出資者の持分の移転の年月日

三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(機構の解散時における残余財産の分配)

第二十条 機構は、解散した場合において、その

債務を弁済してなお残余財産があるときは、こ

れを各出資者に對し、その出資額を限度として分配するものとする。

(主務大臣等)

第二十一条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十二条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定めることとする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十三条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第五章 討則

第二十四条 第十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合においてその認可又は承認を受けなければならぬ場合における認可又は承認を受けたとき。

二 第十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第二十六条 第九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、附則第十五条から第十七条まで、第十九条及び第二十条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二十三条 機構の成立の際現に次に掲げる職員であ

る者は、別に辞令を發せられない限り、機構の

規定の適用において、同法第二条第一項第一号に規定する職員となるものとする。

(職員の引継ぎ等)

第二十四条 機構の成立の際現に次に掲げる職員である者は、別に辞令を發せられない限り、機構の

規定の適用において、機構の職員としての在職期間と

成立の日において、機構の職員となるものとする。

(職員の引継ぎ等)

第二十五条 機構の成立の際現に次に掲げる職員である者は、別に辞令を發せられない限り、機構の

規定の適用において、機構の職員となるものとする。

(職員の引継ぎ等)

第二十六条 機構の成立の際現に次に掲げる職員である者は、別に辞令を發せられない限り、機構の

規定の適用において、機構の職員となるものとする。

(職員の引継ぎ等)

第二十七条 機構の成立の際現に次に掲げる職員である者は、別に辞令を發せられない限り、機構の

規定の適用において、機構の職員となるものとする。

(職員の引継ぎ等)

第二十八条 機構の成立の際現に次に掲げる職員である者は、別に辞令を發せられない限り、機構の

規定の適用において、機構の職員となるものとする。

(職員の引継ぎ等)

第二十九条 機構の成立の際現に次に掲げる職員である者は、別に辞令を發せられない限り、機構の

規定の適用において、機構の職員となるものとする。

(職員の引継ぎ等)

第三十条 機構の成立の際現に次に掲げる職員である者は、別に辞令を發せられない限り、機構の

規定の適用において、機構の職員となるものとする。

(職員の引継ぎ等)

第三十一条 機構の成立の際現に次に掲げる職員である者は、別に辞令を發せられない限り、機構の

規定の適用において、機構の職員となるものとする。

(職員の引継ぎ等)

第三十二条 機構の成立の際現に次に掲げる職員である者は、別に辞令を發せられない限り、機構の

規定の適用において、機構の職員となるものとする。

(職員の引継ぎ等)

第三十三条 機構の成立の際現に次に掲げる職員である者は、別に辞令を發せられない限り、機構の

規定の適用において、機構の職員となるものとする。

(職員の引継ぎ等)

第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 機構の成立の日の前日に研究所の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いた機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項の規定による職員となつた場合は、その者の同法に基づいて支給する在職期間におけるその者の同法に基づいて支給する在職期間とみなす。この場合において、その者が機構の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことににより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りではない。

4 機構は、機構の成立の日の前日に研究所の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた機構の職員となつた者のうち機構の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで研究所の職員として在職したもののとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しても同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

5 第六条 機構の成立の日の前日ににおいて国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下「公務員組合」という。)の組合員である同号に規定する職員(同日において研究所に属する者に限る。)が機構の成立の日において機構の役員及び職員(同号に規定する職員に相当する者に限る。)が機構の成立の日において「役職員」という。)となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、第二十二条の規定にかかる

第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給においては、機構の成立の日において児童手当又は同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第一項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

6 第六条 機構の成立の日の前日ににおいて国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下「公務員組合」という。)の組合員である同号に規定する職員(同日において研究所に属する者に限る。)が機構の成立の日において機構の役員及び職員(同号に規定する職員に相当する者に限る。)が機構の成立の日において「役職員」という。)となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、第二十二条の規定にかかる

官 報 (号 外)

わらず、同法の規定の適用については、機構の成立の日以後引き継ぐ当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。)がすることができる。

3 機構の成立の日の前日において文部科学省共済組合の組合員である国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員(同日において研究所に属する者に限る。)が機構の成立の日において機構の役職員となる場合において、当該役職員又はその遺族が第一項の規定による申出を行わなかったときは、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職(同条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第七条 機構の成立の際現に存する国家公務員法

第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者は、機構の成立の際現に存する職員の住居の用に供されている國有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(センターの解散等)

第十一条 センターは、機構の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2 機構の成立の際現にセンターが有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3 前項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継するセンターに属する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額(当該差し引いた額がセンターの資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額に、センターに対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に出資されたものとする。)

4 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継するセンターに属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定

において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。)がすることができる。

3 機構の成立の日の前日において文部科学省共済組合の組合員である国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員(同日において研究所に属する者に限る。)が機構の成立の日において機構の役職員となる場合において、当該役職員又はその遺族が第一項の規定による申出を行わなかったときは、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職(同条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第十八条 機構の成立の際、第十七条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

(国有財産の無償使用)

第九条 国は、機構の成立の際現に附則第二条第一号に掲げる職員の住居の用に供されている國有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(センターの解散等)

第十一条 センターは、機構の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する。

2 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。

3 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継するセンターに属する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額(当該差し引いた額がセンターの資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額に、センターに対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に出資されたものとする。)

4 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継するセンターに属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定

び損益計算書については、なお從前の例による。

5 センターの解散については、附則第十五条の規定による廃止前の海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第六十三号。附則第十六条において「旧センター法」という。)第三十六条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し)

第十二条 前条第三項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、第七条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(理事長の任期の特例)

第十三条 通則法第十四条第二項の規定により機構の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十二条第一項中「任命の日」とあるのは、「機構の成立の日」とする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に海洋研究開発機構という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(海洋科学技術センター法の廃止)

第十五条 海洋科学技術センター法は、廃止する。

(海洋科学技術センター法の廃止に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定の施行前に旧センター法(第十六条第三項、第二十条第三項及び第二十一条を除く)の規定によりした処分、手続きその他行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続きその他の行為とみなす。(罰則に関する経過措置)

第十七条 附則第十五条の規定の施行前にした行為及び附則第十一条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第十八条 附則第一条から第十四条まで、第十六条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関する文書

独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第十七号)(業務の範囲)の業務に関する文書

独立行政法人海洋研究開発機構

し必要な経過措置は、政令で定める。

(所得税法等の一部改正)

第十九条 次に掲げる法律の表海洋科学技術セン

ターの項を削る。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表

第一第一号の表

第二第一号の表

三 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表

第三第一号の表

四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)別表第一

一 (印紙税法の一部改正)

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十条第一項第三号及び第四号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

4 施行期日等

(一) この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

(二) 海洋科学技術センターは、機構の成立の時(平成十六年四月一日)において解散し、その一切の権利及び義務は、国が承継すること。

た独立行政法人海洋研究開発機構を設立する」ととし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

本案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、海洋科学技術センターを解散し、その組織と東京大学海洋研究所の組織の一部とを統合し

き、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とすること。

する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とすること。

平成十五年六月六日
文部科学委員長 古屋 圭司
衆議院議長 編賀 民輔殿
〔別紙〕
独立行政法人海洋研究開発機構法案に対する附帯決議

衆議院議長 編賀 民輔殿

独立行政法人海洋研究開発機構法案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 独立行政法人への移行に当たっては、自律的・効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分發揮されるよう、その運用に万全を期すること。

二 業績評価等を行うに当たっては、独立行政法人海洋研究開発機構の行う研究開発の特性を踏まえ、適切な評価が実施されるよう十分配慮するとともに、その評価体制・手法について継続的に見直し、改善を行うこと。

三 海洋科学技術の研究開発を行うに当たっては、産学官の連携を一層推進し、成果の有効活用に努めること。

四 船舶の効果的かつ効率的な活用を図ることにより、観測海域の拡大等研究機会の提供拡大を含めた研究環境の充実に努めること。また、船舶の運用に当たっては、海洋研究の将来を担う人材の養成にも配慮して大学及び大学共同利用機関との緊密な連携協力を努めること。

五 独立行政法人海洋研究開発機構への移行に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮すること。特に、現に船舶の運航に係る業務に従事する職員については、その業務の特性にかんがみ、雇用の維持について特段の配慮をすること。

議案の可決理由
提出、参議院送付)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、海洋科学技術センターを解散し、その組織と東京大学海洋研究所の組織の一部とを統合し

構」という)は、平和と福祉の理念に基づづ付することに決した。

右報告する。

官 報 (号 外)

平成十五年六月十日 衆議院会議録第三十九号

三二一

第明治
三
種
郵
便
物
認
可日

発行所
二東京一 独番都〇 立四港五 行政法六 区八虎九 法人國立印 立門四五 印刷局二五 丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 一部 一一〇円)